

## 石狩市子ども・子育て支援事業計画素案の用語説明一覧

「石狩市子ども・子育て支援事業計画素案」第5章5-3 施策展開の記載の中で、解説が必要な用語について下記のとおりまとめました。

それぞれ、該当ページの下方部に記載します。

ページ	用語	内容
61	乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)	新生児や乳児の体を過度に揺することで発生する内出血などの外傷。
61	不妊症	世界保健機構(WHO)では、「避妊をしていないのに12カ月以上にわたって妊娠に至れない状態」と定義されている。
61	不育症	妊娠はするけれども流産や死産を繰り返し、結果的に子どもを持てない状態。
62	乳幼児健康診査	母子保健法第12条及び第13条の規定により市町村が乳幼児に対して行う健康診査。乳幼児健康診断、乳幼児健診とも称される。検査年齢は、乳児(1歳未満)、幼児(1歳6ヶ月)、幼児(3歳~4歳)となっている。
62	乳幼児突然死症候群(SIDS)	それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気。
64	幼稚園就園奨励費	幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する事業。子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園は代替えとして施設型給付が支給され、新制度に移行しない私立幼稚園は引き続き幼稚園就園奨励費を受けることとなる。
68	親支援プログラム(CSP)	アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」のペアレンティングトレーニングのプログラムで、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指すもの。
69	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念。
69	ニート	高校や大学に通学せず、独身であり、普段収入になる仕事をしていない15歳以上35歳未満の個人(予備校や専門学校などに通学している者を除く)。
70	発達障がい	発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。
70	障害児通所支援施設	児童福祉法に規定される「障害児通所支援」を実施する施設。日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを支援する。

ページ	用語	内容
72	母子・父子・寡婦福祉資金	母子家庭や父子家庭、寡婦の方の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るための貸付資金。
74	T T	ティーム・ティーチング (team teaching) の略。授業等において、2人以上の教職員などが連携・協力して行う指導方法。
74	学校支援地域本部事業	地域住民の学習支援や登下校の安全確保などの学校支援活動を通じて、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るなど、地域全体で学校教育活動を支援する体制。
76	メディアリテラシー	情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真意を見抜き、活用する能力。
76	情報モラル	プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、コンピュータセキュリティ（事故や犯罪等に対する情報の保護・保全）の必要性に対する理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報社会で適正な活動を行うためのもととなる考え方と態度。
76	S N S	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、様々な企業が行っているサービス。
77	放課後子ども総合プラン	共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年に国が策定した計画。一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備などを進めることを目的としている。
79	C A P	虐待や性暴力に対して、子ども自身が実践できる護身術として、アメリカ合衆国で考案されたものである。略称、C A P。日本では、主として公立小学校（学校またはPTA主催）や自治体、市民団体による企画などで実施され、人権教育として行われている。
80	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと）を促す教育。
82	地産地消	地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取り組みのこと。

## 記載イメージ

### ■ 実施事業

#### 1) 妊娠・出産に関する安心・安全性と快適さの確保

関連施策・事業	主担当課	概要
妊婦に対する相談支援の充実	保健推進課	母子健康手帳の交付時のアンケート実施、喫煙・飲酒等を含めた相談支援を強化します。また、電話や訪問等による保健指導や栄養指導を行い、要支援妊婦の支援を図ります。
妊婦健康診査の充実 <b>地域子ども子育て支援事業</b>	保健推進課	妊婦及び胎児の健康保持を図るため、妊婦一般健康診査等の公費負担を実施します。
産後サポート事業	子育て支援課	生後6カ月までの子どものいる家庭に、ファミリー・サポート・センター無料利用券を配布し、家事・育児の支援を行います。
妊産婦を取り巻く環境づくりの推進	保健推進課	両親教室等でメンタルヘルスや乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（※）についての指導や啓発、子育てに関する交流会等を実施します。また、マタニティストラップの配布等による啓発活動を実施します。
不妊症・不育症についての取り組み	保健推進課	妊娠を強く望みながら不妊症（※）や不育症（※）に悩んでいる方への情報提供と支援に務めます。

※乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）

おおむね生後6か月以内の新生児や乳児の体を過度に揺することで発生する内出血などの外傷のこと。

※不妊症

世界保健機構（WHO）では、「避妊をしていないのに12カ月以上にわたって妊娠に至れない状態」と定義している。

※不育症

妊娠はするけれども流産や死産を繰り返し、結果的に子どもを持てない状態のこと。